

越谷市立体育館条例及び越谷市立屋外体育施設条例の 一部を改正する条例制定について

越谷市立体育館及び屋外体育施設の増使用料見直しに伴い、関連する条例の改正を予定しております。

1 改正の背景

越谷市立体育館及び越谷市立屋外体育施設は、現在多くの市民に利用いただいております。日頃のスポーツ・レクリエーション活動の場として重要な役割を担っております。今後さらに多くの方にスポーツに親しんでいただくためには、「するスポーツ」の促進だけにとどまらず、「みるスポーツ」の推進、スポーツ観戦機会の充実に取り組んでいく必要があると考えております。プロスポーツをはじめとしたより多くのトップレベルのスポーツを市内体育施設で開催できるよう、様々なスポーツ興行が開催しやすく、市民の方にも気軽にご覧いただけるような環境づくりにつながる使用料金体系の整備に向け、増使用料額の変更を行いたいと考えております。

2 改正の概要

入場料金等を徴収する場合の増使用料（別表第1、別表第2）

施設種別	改正前	改正後
市立体育館 （北体育館 南体育館 西体育館）	1人1回について徴収する最高 の入場料金等に	1回の入場料金等の徴収において 販売予定数の最も多い価格区分（販 売予定数が同数の価格区分が複数 ある場合にあつては、最も高い価格 区分）の入場料金等に
市立総合体育 館		
市立北体育館 庭球場ほか21 屋外体育施設		

3 施行期日

本条例は令和5年4月1日から施行いたします。

※令和5年9月1日以降の使用に係る使用料について適用するものといたします。